

「横須賀市公共施設 LED 化 ESCO 事業」
事業者選定プロポーザルにかかる質問事項及び回答

【スケジュール、参加資格など】

No.	項目	いただいた質問とその回答
1	質問	<p>【スケジュールについて】</p> <p>実施要領によりますと質問書に対する回答の公表日の翌日が参加表明書の提出期限になっておりますが、回答日から 1 日しか猶予がないのはなんらかの意図があるのでしょうか？</p> <p>多数の質問に対する回答を様々な観点から社内で検討議論するにはあまりにも日数が少ないと考えますがいかがお考えでしょうか？</p>
	回答	<p>令和 7 年度中に 38 施設の施工完了をさせるため、早期の事業着手が必要と考え、こうしたスケジュールを設定しましたが、回答を踏まえご検討いただく期間は、より良いご提案をいただくためにも必要と考えます。</p> <p>このため、ご検討いただくお時間をより長く設け、ご質問のとおり、市の回答日から参加表明書の提出までの期間を 1 週間とさせていただくこととしました。</p> <p>これに伴い全体スケジュールが変更となりますので、変更後の詳細は、ホームページをご確認ください。</p>

No.	項目	いただいた質問とその回答
	質問	<p>【P3 (3) 参加者の資格】</p> <p>各項目にある要件は一つの会社ですべての要件を満たさなければならないでしょうか？グループで参加する場合には参加構成企業で要件を満たせば問題ないでしょうか？</p> <p>具体的には弊社は横須賀市に本社を構えておりますが、ESCO 事業の実績、LED 工事等の実績はございません。しかし、一緒に参加する企業ではそれらの実績は充分にあり、本支店が横須賀市にないだけでございます。我々のような企業グループでも参加資格があるのでしょうか？</p>
2	回答	<p>横須賀市の入札は、入札適正化法などの原則を順守した上で、地域経済の活性化を図るため、地方自治法施行令の考えに基づき、本件に限らず可能な限り入札の参加資格において「事業所所在地条件における市内優先」を原則とする方針を定めています。</p> <p>これを踏まえ、本件でも実施要領4－(2)参加者の役割に記載のとおり、グループで参加する場合には、事業役割、設計役割、施工役割を担う企業に、要領に記載しているそれぞれの参加資格をお願いしています。</p> <p>事業役割を担う企業が市内に本店又は営業所を構えていない場合、要件を満たしておりませんので、ご質問のグループでは、残念ながら参加資格はございません。ご理解くださいますようお願いいたします。</p>

No.	項目	いただいた質問とその回答
3	質問	<p>実施要綱記載内容につきご質問いたします。</p> <p>以下、公正取引委員会、総務省が公表しております官公庁の一般入札に関するガイドラインがございます。こちらによりますと、技術的、経済的にも合理性があり、透明性のある入札によらなければならないとありますが、今回の入札は日程であり、参加条件においてこれらのガイドラインに準しているとは受け止めにくいのですが、その点はいかがお考えでしょうか？</p> <p>https://www.jftc.go.jp/dk/guideline/unyouki_jun/kokyonyusatsu.html 公正取引委員会の令和6年7月5日に公表した 『公共的な入札に係る事業者及び事業者団体の活動に関する独占禁止法上の指針（抄）』 第一 入札に係る事業者及び事業者団体の活動に関する独占禁止法の規定の概要 1 禁止されている行為 (1) 独占禁止法の目的は、公正かつ自由な競争を促進することによって、事業者の創意を發揮させ、事業活動を盛んにし、雇用及び国民実所得の水準を高め、もって一般消費者の利益を確保するとともに、国民経済の民主的で健全な発達を促進することにある (法第一条)。 このために、独占禁止法は、事業者が共同して又は事業者団体が行う一定の取引分野における競争の実質的制限をはじめ、事業者団体による事業者の数の制限及び構成事業者の機能又は活動の不当な制限、事業者団体が事業者に不公正な取引方法を用いさせること、事業者が不公正な取引方法を用いること等を禁止している（法第三条、第八条、第十九条等）。 国、地方公共団体等による物品や役務の調達等の契約は、国民の租税等の負担によってその対価が賄われること等から、その締結や執行に当たって特段の公正性及び厳正性が要求されるとともに、発注者にとっての経済性が追及されなければならない。この趣旨から、国又は地方公共団体による契約の締結に当たっては、会計法、地方自治法等の法令の定めるところにより、原則として競争に付することとされ、競争を実施するための方法として入札によることとされている。</p> <p>https://www.soumu.go.jp/main_content/000982315.pdf 『公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針』 令和6年12月13日 閣議決定 第1 適正化指針の基本的考え方 2P</p>

	<p>各省各庁の長等は、公共工事の目的物である社会資本等が確実に効用を発揮するよう公共工事の品質を将来にわたって確すること、限られた財源を効率的に活用し適正な価格で公共工事を実施すること、公共工事に従事する者の労働時間その他の労働条件が適正に確保されるよう必要な工期の確保及び施工の時期の平準化を図ること、受注者の選定等適正な手続により公共工事を実施することを責務として負っており、こうした責務を的確に果たしていくためには、価格と品質で総合的に優れた調達が公正・透明で競争性の高い方式により実現されるよう、各省各庁の長等が一体となって入札及び契約の適正化に取り組むことが不可欠である。</p> <p>法第3条各号に掲げる、①入札及び契約の過程並びに契約の内容の透明性の確保、②入札に参加しようとし、又は契約の相手方になろうとする者の間の公正な競争の促進、③入札及び契約からの談合その他の不正行為の排除の徹底、④その請負代金の額によっては公共工事の適正な施工が通常見込まれない契約の締結（以下「ダンピング受注」という。）の防止、⑤契約された公共工事の適正な施工の確保は、いずれも、各省各庁の長等がこれらの責務を踏まえた上で一体となって取り組むべき入札及び契約の適正化の基本原則を明らかにしたものであり、法第18条に定めるとおり、適正化指針は、この基本原則に従って定められるものである。</p>
<p>回答</p>	<p>横須賀市の入札は、入札適正化法などの法律やそのガイドラインに基づき、公正な競争の確保や、適正な履行の確保等を基本原則としています。このため、本件はガイドラインに準じているものと考えています。</p> <p>まず日程ですが、令和7年度中に38施設の施工完了をさせるため、早期の事業着手が必要と考え、こうしたスケジュールを設定しましたが、回答を踏まえご検討いただく期間は、より良いご提案をいただくためにも必要と考えます。このため、ご検討いただくお時間をより長く設け、ご質問のとおりに、市の回答日から参加表明書の提出までの期間を1週間とさせていただきますこととしました。</p> <p>また、参加条件については、事業役割の要件として「市内に本店又は営業所を構えていること」や、すべての役割の要件に「LED化事業の実績」を設定しても、受託可能な事業者が複数おり、公正な競争が確保できることから設定したものです。なお「市内事業者の優先」について、横須賀市では、上記に記載しましたガイドライン等の基本原則を順守した上で、地域経済の活性化を図るため、地方自治法施行令の考えに基づき、本件に限らず可能な限り入札の参加資格において「事業所所在地条件における市内優先」を原則とする方針を定めています。</p>

【照明の設備・性能について】

No.	項目	いただいた質問とその回答
4	質問	<p>【要求水準書：P2 3 (3) 使用器具】</p> <p>同項にはノイズやフリッカー、ブルーライトなどの人体に悪影響を及ぼす可能性を排除するような CISPR11、15、32 などの規定が一切ございませんが、その点は問題ないのでしょうか？</p>
	回答	<p>現状では、国内の産業製品に関する品質や安全性を定めている国家規格である JIS 規格などでは、CISPR で規定する基準までは定めておりません。このため、今回の公募で CISPR11、15、32 などの規定を設けていないことは、問題ないと考えています。</p>

No.	項目	いただいた質問とその回答
5	質問	<p>【LED 照明のノイズ問題と対策について】</p> <p>(1) 他自治体の議会において、LED 照明のノイズ試験が実施され、国際ノイズ規格「CISPR11・32」に適合した製品の優位性が確認されました。東京都でも既にこの基準を満たした製品の採用が進んでおり、防災無線の通信障害などの事故も報告されています。横須賀市では LED 照明導入時に CISPR11・32 適合製品の基準を設けているか、ご回答をお願いいたします。東京都が時間をかけて調査し採用した LED 照明の優位性を無視する理由をご教示ください。またそのような製品で問題ないと言い切れるのでしょうか？「安かろう、悪かろう」に偏向している可能性がございます。お答えください。</p>
	回答	<p>横須賀市では、CISPR11・32 適合製品の基準は設けておりません。東京都の事例については承知しておりますが、現状では、国内の産業製品に関する品質や安全性を定めている国家規格である JIS 規格などでは、CISPR11・32 で規定するような基準までは定めておりません。このため、問題はないと考えています。</p>

No.	項目	いただいた質問とその回答
6	質問	<p>【LED 照明のノイズ問題と対策について】</p> <p>(2) 横須賀市内の既存 LED 照明について、ノイズによる影響調査（特にラジオ受信や通信機器への干渉）を行った実績はございますか？また、今後の調査・対策の予定があればご教示ください。</p>
	回答	<p>現時点では、既存 LED 照明について調査は実施しておりませんが、今後は、そうした調査の実施も考えてまいります。</p>

No.	項目	いただいた質問とその回答
7	質問	<p>【LED 照明のノイズ問題と対策について】</p> <p>(3) 今後、新たな基準（CISPR11・32 適合、ランプ交換型の推奨等）を追加する可能性があるか、ご見解を伺います。</p>
	回答	<p>日々、新たな技術が適用された製品の利用が進んでいますので、今後は、そうした基準の必要性についても検討してまいります。</p>

No.	項目	いただいた質問とその回答
8	質問	<p>【環境・安全面の配慮について】</p> <p>(1) 他自治体議会では、LED 照明の「ブルーライト問題」にも言及されました。本市において、ブルーライト軽減型 LED の採用実績や検討状況についてお聞かせください。</p> <p>特に演色性 Ra98 の LED 照明が存在する中、演色性の低い、目に悪い LED 照明を採用している可能性に関して、「市民の目や脳の健康」をどのように検証、策定、推進していくお考えをお持ちなのかをご教示ください。</p> <p>また、横須賀市は、LED 照明はグレアやブルーライトの問題が有ることを、一般常識として知っていながら、仮に採用しない方針なら、「市民の目の健康環境」に配慮しない理由を教えてください。日本でも眼科の権威の先生方で構成される「ブルーライト研究会」が問題視している文献に対するご意見をいただきたいと思料いたします。 https://blue-light.biz/</p>
	回答	<p>横須賀市ではブルーライト軽減型 LED の導入の実績はありません。</p> <p>ブルーライト軽減型の LED 照明があること、また、LED 照明が人体に影響を及ぼす可能性について、民間の研究団体等が発表していることは承知していますが、現状では、国内の産業製品に関する品質や安全性を定めている国家規格である JIS 規格などでは、ブルーライト軽減型の製品を使わなければならないといった基準までは定めておりませんので、問題はないと考えています。</p> <p>ただ一方では日々、新たな技術が適用された製品の利用が進んでいます。今後は、こうした製品の他自治体や企業などでの導入状況や、ブルーライトに対する基準や考え方の動向も踏まえ、導入を検討していきたいと考えています。</p>

No.	項目	いただいた質問とその回答
9	質問	【要求水準書 P2 3(3)①】 既設照明器具からの置き換えに適した寸法の器具を選定すること。とございますが、現在製造されている器具で適合サイズが存在しない場合は、リニアルプレート等にて対応して問題無いという認識でよろしいでしょうか。
	回答	ご認識のとおり、問題ありません。

No.	項目	いただいた質問とその回答
10	質問	【要求水準書 P2 3(3)④】 色温度は原則として既設照明器具と同等とすること。とございますが、異なる色温度のランプが同室内に混在した場合、既設器具と同等の色温度で選定し、契約前に貴市にてご判断いただき具体的なお指示を頂けるという認識でよろしいでしょうか。 また、契約後や設置後に所管課や施設要望により、選定器具の変更要望が発生した場合は、貴市にて発生する費用をご負担いただけますでしょうか
	回答	ご認識のとおりです。

No.	項目	いただいた質問とその回答
11	質問	【要求水準書 P2 3(3)⑦】 屋外は防雨の器具を使用し、ステンレス製とする。とございますが、対象施設全ての屋外照明が対象という認識でよろしいでしょうか。 また、ステンレス製の器具が存在しない照明でランプ交換対応が不可と判断される場合は重耐塩仕様の器具(標準品に無い場合は特注品)を選定するという認識でよろしいでしょうか。
	回答	すべてご認識のとおりです。

【器具ごと交換について】

No.	項目	いただいた質問とその回答
12	質問	<p>【要求水準書：2P 3 (2) 交換方法】</p> <p>一体型での交換を選択していますが、まだ使用できる器具を廃棄することにより大量に発生する廃棄物等の余分なコスト、故障時などの市職員の人的コストなど、ランプ交換でなく器具交換を選択し、購入代金、廃棄代金など余分なコストを税金で賄うのでしょうか？</p> <p>また、10年後のLED寿命期に再度同じコストを税金で賄えるのでしょうか？</p> <p>SDG'sの観点からもどのように考えるのでしょうか？</p>
	回答	<p>今回の公募の対象施設は、照明器具の劣化が著しく、継続した使用が難しいため、器具ごと（一体型）交換の手法を採用しました。</p> <p>照明自体の寿命が来た場合には、照明部分だけを交換し、器具は劣化の状況を見ながら可能な限り使用することを想定しています。</p> <p>このため、まだ使用できる状態の器具を廃棄することは想定しておらず、余分なコストは発生しないものと考えています。</p> <p>ただ、ランプ交換（球だけ交換）については、廃棄物が少ないことや、低コストで実施できるメリットがあることは承知していますので、器具（灯具）の劣化状況などを勘案しながら、ランプ交換（球だけ交換）の手法の導入についても検討していきたいと考えています。</p>

No.	項目	いただいた質問とその回答
13	質問	<p>【要求水準書 P2 3 (2)】</p> <p>「原則、器具ごと交換を行うこととする。ただし、交換に適した器具が存在しない場合は、本市との協議の上でランプ交換でのLED更新を可とする。」とありますが、ランプ交換の協議が認められるのは「(3)使用器具」の条件を満たしたLED器具が無い場合ということで宜しいでしょうか</p>
	回答	<p>ご認識のとおりです。</p>

No.	項目	いただいた質問とその回答
14	質問	<p>【2P 3 器具仕様に関する確認】</p> <p>横須賀市の公共施設で交換予定の LED 照明について、「器具一体型」が基本仕様として求められているとの理解ですが、市役所が採用する LED 照明は「JIS 規格」など、日本国が正式に認定した製品であるべきと考えます。現在の一体型器具は、サイズやランプの取り付け方式が統一されておらず、JIS 規格や互換性が確立されていない状況です。弊社では、経済産業省の外郭団体である一般社団法人日本照明工業会認定の「JLMA301 規格」に準拠したランプ交換型 LED 照明を、新品の専用器具とセットにして「器具一体型」として提供可能です。この方式は、長期的なメンテナンス性やコスト面において優位性がありますが、提案可能でしょうか。</p> <p>特に、不良発生時や 10 年後の交換時に、器具交換を伴わないため、工事費用が不要となり、大幅なランニングコスト削減に貢献できると考えます。</p>
	回答	<p>今回の公募の対象施設は、照明器具の劣化が著しく、継続した使用が難しいため、器具の交換が必要となります。</p> <p>器具を交換する場合、照明と器具を別々に組み合わせた場合では、国の財源措置が受けられません。しかし、一体型交換であれば、国の財源措置を受けられる ESCO 手法を採用することができ、安価なコストで実施することが可能となるため、今回の公募では一体型交換の ESCO 手法を採用しました。</p> <p>ご質問の手法は、今回の公募要件には該当いたしません。ランプ交換（球だけ交換）については、廃棄物が少ないことや、低コストで実施できるメリットがあることは承知していますので、器具（灯具）の劣化状況などを勘案しながら、ランプ交換（球だけ交換）の手法の導入についても検討していきたいと考えています。</p>

No.	項目	いただいた質問とその回答
15	質問	<p>【4P (4) 設置 ⑪】</p> <p>器具交換でなく、ランプ交換を選択すればアスベストのリスクを大きく減じることができると思われますが、その点いかがお考えでしょうか？</p>
	回答	<p>器具ごと交換の場合、天井を破損することなく照明器具の交換ができるため、アスベストの飛散リスクは大きくないと考えています。</p>

No.	項目	いただいた質問とその回答
16	質問	<p>【ESCO 事業でのメンテナンス要件】</p> <p>本事業は ESCO 事業として長期契約が想定されていますが、ランプ交換型 LED 照明を採用した場合のメンテナンス要件（保証期間や交換時期等）に関する基準について、ご回答をお願いいたします。</p> <p>器具の交換が不要であるため、不良発生時の交換作業にかかる工事負担が大幅に軽減されますが、この点について本市のご見解をお聞かせください。</p>
	回答	<p>今回の公募の対象施設は、照明器具の劣化が著しく、継続した使用が難しいため、国の財源措置も活用できる、器具ごと（一体型）交換の手法を採用しました。</p> <p>このため、今回の公募では、ランプ交換（球だけ交換）を採用した場合のメンテナンス要件までは検討しておりません。</p> <p>ただ、ランプ交換（球だけ交換）については、廃棄物が少ないことや、低コストで実施できるメリットがあることは承知していますので、器具（灯具）の劣化状況などを勘案しながら、ランプ交換（球だけ交換）の手法の導入についても検討していきたいと考えています。</p>

No.	項目	いただいた質問とその回答
17	質問	<p>【CO2 削減効果の算定方法】</p> <p>ESCO 事業の評価基準として、省エネルギー効果や CO2 削減効果が挙げられていますが、ランプ交換型 LED の算定基準について、詳細な評価方法や必要なエビデンスの要件をご教示ください。</p> <p>東京都教育庁教育委員会では、ランプ交換型を採用することで初期コスト削減および長期的なメンテナンスコストの低減が可能であると認められています。本市の方針についてご見解をお聞かせください。</p>
	回答	<p>今回の公募の対象施設は、照明器具の劣化が著しく、継続した使用が難しいため、国の財源措置も活用できる、器具ごと（一体型）交換の手法を採用しました。</p> <p>このため、今回の公募では、ランプ交換（球だけ交換）を採用した場合の省エネルギー効果や CO2 削減効果の算定基準までは検討しておりません。</p> <p>ただ、ランプ交換（球だけ交換）については、廃棄物が少ないことや、低コストで実施できるメリットがあることは承知していますので、器具（灯具）の劣化状況などを勘案しながら、ランプ交換（球だけ交換）の手法の導入についても検討していきたいと考えています。</p>

【その他】

No.	項目	いただいた質問とその回答
18	質問	<p>【実施要領：1P 2 (4) 契約形態】</p> <p>ESCO 事業を選択しているが、蛍光灯の 40W から LED の 20～6W まで消費電力が明らかに 1/2～1/3 に減じるのに、わざわざ ESCO 事業者にサービス料を支払う必要があるのでしょうか？税金の無駄使いではないのでしょうか？</p>
	回答	<p>今回の公募の対象施設は、照明器具の劣化が著しく、継続した使用が難しいため、器具ごと（一体型）交換の手法を採用しました。</p> <p>一体型交換の場合、ESCO 手法であれば、国の財源措置を受けることができます。「ESCO サービス料」を含めても、リース手法より安価で実施できるため、トータルコストで比較した結果、ESCO 手法を採用しています。</p>

No.	項目	いただいた質問とその回答
19	質問	<p>【ランプ交換型の適用範囲】</p> <p>本事業における照明器具の選定に際し、JLMA301 規格適合製品の採用が認められるケースについて詳細をご教示ください。また、特定の施設や設置条件においてランプ交換型が認められる基準がある場合、その詳細をご提示ください。</p>
	回答	<p>JLMA301 規格適合製品の採用が認められるケースは、器具ごと交換に適した器具が存在しない場合のみとしています。</p>

No.	項目	いただいた質問とその回答
20	質問	<p>【要求水準書 P3 4(3)】</p> <p>夜間作業が必須となる施設・部屋はありますか ある場合、対象施設をご提示いただけますでしょうか</p>
	回答	<p>現時点では、夜間作業が必須となる施設はございません。</p> <p>ご提案いただいた施工等スケジュールを踏まえ、施設側との調整の中で、夜間対応が必要となる場合には協議とさせていただきます。</p>

No.	項目	いただいた質問とその回答
21	質問	【要求水準書 P3 4(3)】 夜間作業が必須となる場合、警備員の配置を事業者で手配する必要がありますでしょうか
	回答	ご提案いただいた施工等スケジュールを踏まえ、施設側との調整の中で、夜間対応が必要となる場合には協議とさせていただきます。

No.	項目	いただいた質問とその回答
22	質問	【要求水準書 P3 4(4)⑥】 軽微な補修等につきまして「局部的に劣化している配線」とありますが照明器具周辺に限る認識でよろしいでしょうか。 照明器具から遠いところ(配管内など)の局部的な劣化については、事業費内で見込むことが困難と考えます
	回答	ご認識のとおりです

No.	項目	いただいた質問とその回答
23	質問	【要求水準書 P5 4(9)②】 完成図書に照明配置図がありますが、ご提供いただける図面の種類をご提示いただけますでしょうか (CAD、PDF、紙 等) また、完成図書はいただいた図面をベースとした照明配置図でよろしいでしょうか(図面なしからの CAD 作成は含まない)
	回答	提供する図面は、紙ベースを想定しています。 完成図書については、ご質問いただいている対応で問題ありません。

No.	項目	いただいた質問とその回答
24	質問	【対象施設一覧】 対象施設において、入室に特別な資格が必要な施設・部屋はありますか(ダイオキシン類作業従事者特別教育、酸素欠乏・硫化水素危険作業特別教育 等)ある場合は施設と資格をご提示いただけますでしょうか
	回答	入室にあたり特別な資格を必要とする施設はございません。

No.	項目	いただいた質問とその回答
25	質問	【ベースライン単価】 要求水準書 5(5)の 電気料金単価については燃料調整費および再エネ賦課金単価は含まれておりますでしょうか。又、含まれていない場合、別で見込んだ方がよろしいでしょうか。
	回答	燃料等調整費および再エネ賦課金の単価も含んでいます。

No.	項目	いただいた質問とその回答
26	質問	【要求水準書 P7 5(5)】 電気料金単価について低圧、高圧の記載がありますが、配布資料に施設ごとの契約種別が明記されるという認識で宜しいでしょうか。
	回答	配布資料に記載する予定です。

No.	項目	いただいた質問とその回答
27	質問	【募集要項 P9 10(3)ア】 「スライドプレゼンテーションソフトの使用は可とする。」とありますが、プレゼンテーション用資料の事前提出は必要でしょうか。必要な場合、いつまでに提出となりますでしょうか
	回答	提出が必要となるのは、企画提案書のみとなります。

No.	項目	いただいた質問とその回答
28	質問	配布資料の照明リストと詳細調査時の照明台数や種類に乖離があった場合、また配布資料から読み取れない情報があった場合、事業費、削減額変更の協議を行うことは可能でしょうか。
	回答	可能です。そうした状況のものが発見された場合、事業費、削減額の変更について協議させていただきます。

No.	項目	いただいた質問とその回答
29	質問	【お支払い条件につきまして】 各施設毎に工事完了後、出来高払いは可能でしょうか。
	回答	協議とさせていただきます。

以上